

桑名市五反田事案効果検証委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、産業廃棄物不適正処理事案等技術検討専門委員会設置要綱第7条の規定に基づき、三重県桑名市大字五反田字多々星1701番地における産業廃棄物不法投棄事案（以下「桑名市五反田事案」という。）の支障除去対策の効果を、技術的見地から検証するために設置する「桑名市五反田事案効果検証委員会（以下「委員会」という。）」の組織及び運営等について定めるものである。

（所掌事項）

第2条 委員会は、桑名市五反田事案の支障除去対策として、次の事項を所掌するものとする。

- （1）支障除去対策の実施における技術的事項
- （2）支障除去対策の実施による効果検証に関する事項
- （3）支障除去対策の終了時における技術的評価に関する事項
- （4）その他、効果検証委員会が所掌すべき必要な事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって開催するものとする。

（審議事項の公表）

第5条 委員会において審議のうえ了承された事項については、公表するものとする。

（解散）

第6条 委員会は、第2条に規定する効果の検証が終了したときは、解散するものとする。

第6条の2 委員会が解散したときは、この要領を廃止するものとする。

（その他）

第7条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

別 表

効果検証委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
委 員	石井 一英	北海道大学大学院工学研究院
委 員	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂
委 員	酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科
委 員	谷川 昇	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
委 員	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群
委 員	古市 徹	北海道大学大学院工学研究院

(五十音順、平成29年1月31日現在)

(参考資料) これまでの技術検討専門委員会による検討経過

	開催日	主な議事内容
第1回	平成23年8月25日	① 事案概要 ② 汚染状況 ③ 環境修復の基本方針
第2回	平成23年11月15日	① 遮水壁の効果 ② 環境修復のシナリオ
第3回	平成24年1月18日	① 環境修復のシナリオの評価 ② フォローアップの考え方の導入